

中小企業金融円滑化法施行令案及び同内閣府令案の概要

(平成 21 年 11 月 30 日 (月) 公表)

施行令案で規定される事項の概要

1. 貸付条件の変更等の対象となる中小企業者の範囲

- 中小企業者の範囲は、「法律」において中小企業基本法等をもとに規定されているところ、「施行令」により、業種の特性に鑑み、更に中小企業として追加あるいは除外されるべき者を規定。

- ・ 追加する者：(イ)ゴム製品製造業、(ロ)ソフトウェア業・情報処理サービス業、(ハ)旅館業、について中小企業基本法より規模要件を緩和した者、(ニ)農事組合法人、(ホ)漁業等の事業を営む法人でない団体
- ・ 除外する者：金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く）

2. 貸付条件の変更等の対象から除外される者の範囲

- 「法律」において、金融機関や大会社の子会社等を、貸付条件の変更等の対象から除外。「施行令」では、こうした、金融機関や大会社と特殊の関係のある者の範囲を規定。

- ・ 金融機関の子会社、親会社、兄弟会社、関連会社
- ・ 大会社の子会社等

内閣府令案で規定される事項の概要

1. 施行令で定める金融機関又は大会社の子会社等の判断基準

- 「施行令」で規定する子会社等、関連会社の要件を規定。

- ・ 子会社は、議決権の過半数を保有している場合
- ・ 関連会社は、議決権の 100 分の 20 以上を保有している場合

(注) 上記以外に特別目的会社でかつ、実質的に関係のある関連会社を含む

2. 金融機関が緊密な連携を図る者

- 「法律」で、金融機関が連携を図るべき政府関係金融機関等として、日本政策金融公庫、信用保証協会、住宅金融支援機構を例示。「内閣

府令」では、このほか個別の機関名を列挙。

- ・（公的機関）商工組合中央金庫、沖縄振興開発金融公庫等
- ・（農業系保証機関）農業信用基金協会、農林漁業信用基金等
- ・（住宅ローンを扱う公的機関）沖縄振興開発金融公庫等

3. 金融機関に求められる体制整備の内容

- 「法律」により、金融機関に義務付けられている体制整備の具体的な内容を規定

- ・ 顧客の申込みに対応するための措置の実施に関する方針の策定
- ・ 上記措置の状況を適切に把握するための体制
- ・ 上記措置に係る苦情相談を適切に行うための体制
- ・ 中小企業者の事業の改善又は再生の支援を適切に行うための体制
- ・ 上記措置の実施にかかる記録の保存

4. 開示・当局への報告の方法・内容

- 「法律」により、金融機関に義務付けられている開示、当局への報告の方法、具体的内容を規定

[方法について]

- ・ 開示、報告の頻度は、銀行が四半期、その他の金融機関は半期
- ・ 各開示・報告の対象期間経過後、45日以内に開示・報告

[開示、当局への報告の内容について]

- ・ 貸付条件の変更等の実施状況（件数・金額） →開示・報告
－申込み／実行／謝絶（反復継続的な借換えを謝絶した場合を含む）
／審査中／取下げ
－謝絶のうち、他の金融機関等の応諾判断にもかかわらず謝絶した案件（他の金融機関が条件変更したことを認識しつつ謝絶、保証協会の保証応諾判断にもかかわらず謝絶）の件数・金額を開示
- ・ 条件変更に向けた基本方針等、体制整備の概要 →開示・報告
- ・ 謝絶、取下げに至った案件の概要、理由 →報告

※ このほか、施行日を定める政令等を別途規定。

（以 上）